

日銀業第600号
平成27年6月10日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

税制改正後の参加者口座に記録した振込国債にかかる
源泉徴収の取扱い等のポイントについて

平成28年1月1日に、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）にかかる関係法令が施行されます。

本税制改正による事務変更等は「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度の変更点等について」（平成25年7月30日付日銀業第637号）および「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度の移行時の取扱い等について」（平成26年7月30日付日銀業第478号）により既にお知らせしているところ¹ですが、今般、これらの通知に關していただいた照会等を踏まえ、参加者口座に記録した振込国債にかかる源泉徴収の取扱い等について、別添のとおりポイントを纏めましたので、ご参考までにお送りします。これまでの通知と併せてご覧いただき、引続き所要の準備作業を進めていただきますようお願いいたします。

<本件に関する照会先>

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
安西（内線：6071）、伊勢本（内線：6148）

以 上

¹ 日本銀行HP「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「通知類」（<http://www5.boj.or.jp/furiketsu/furiketsu.htm>）に掲載しています。

参加者口座に記録した振込国債にかかる源泉徴収の取扱い等のポイント

平成28年1月以後、口座管理機関（国債権者の直近上位機関¹）は、顧客に国債の元利金の配分を行う際に、源泉徴収が適用される国債について所得税を徴収し国に納付する。これに伴う国債振替決済制度における口座体系の変更を前提に、変更後の参加者口座の主な種別・内訳区分²別に、源泉徴収の取扱い等を整理すると下表のとおり。

—— 参加者が権利を有する国債（参加者口座の自己口に記録した国債）のうち源泉徴収が適用されるものの一部³に限っては、引続き日本銀行が所得税を徴収し国に納付する。

¹ 国債権者の直近上位機関が外国間接参加者である場合には、国内における最下位の口座管理機関（参加者または間接参加者）。

² 執行等口（自己口Ⅰ～Ⅳ、預り口）に記録した振込国債については、現行同様、参加者等からの通知にもとづき、日本銀行が必要に応じて源泉徴収等を行う。

³ 参加者が別の参加者の顧客（課税主体）から担保として受け入れた国債であって、当該顧客が利子を受け取るもの等が想定される。

| | 参加者が権利を有さない国債 (口座管理機関が源泉徴収の 要否を判断するもの) | 参加者が権利を有する国債 | |
|-----------|--|---|---|
| | | 日本銀行が源泉徴収を 行うもの | 日本銀行が源泉徴収を 行わないもの ⁴ |
| 種別・内訳区分 | 種別名なしの種別 (預り口) 参加者分別口 1～9 (預り口) 供託口 (預り口) 特別課税種別 (預り口) | 日銀源泉徴収口 (自己口Ⅲ・Ⅳ) 日銀源徴分別口 (自己口Ⅲ) 信託口 5 (自己口Ⅲ・Ⅳ) 特別課税種別 (自己口Ⅲ・Ⅳ) | 種別名なしの種別 (自己口Ⅰ・Ⅱ) 参加者分別口 1～9 (自己口Ⅰ・Ⅱ) 分別管理口 (自己口Ⅰ) 信託口 1～5 (自己口Ⅰ・Ⅱ) 特別課税種別 (自己口Ⅰ・Ⅱ) |
| 元利金の配分額 | 日本銀行から参加者に、元利金額 (所得税額・地方税額の控除前) を配分 | 日本銀行から参加者に、元利金額から所得税額を控除した金額を配分 | 日本銀行から参加者に、元利金額を配分 |
| 源泉徴収等 | 口座管理機関は、顧客に元利金の配分を行う際に、その課税属性に応じて源泉徴収・特別徴収を行う。 —— 特定口座 (源泉徴収あり)、特定口座 (源泉徴収なし)、一般口座の別に拘わらず、源泉徴収等を行う。 | 日本銀行は、参加者に元利金の配分を行う際に源泉徴収を行う。 —— 特別徴収は参加者が行う。 | — |
| 支払調書の作成等 | 口座管理機関が必要に応じて作成・提出 | 口座管理機関が必要に応じて作成・提出 | — |
| 分かち計算の取扱い | 現行の種別名なしの種別の預り口Ⅱに記録されている国債について分かち計算を行う必要が生じた場合には、口座管理機関が所要の事務を行う。 —— 支払期日が平成 27 年 12 月 31 日以前である利子については、引続き日本銀行との間で事務を行う。 | — | — |

以 上

⁴ 日本銀行は源泉徴収を行わないが、参加者が源泉徴収を行う場合がある (参加者が自己の顧客 (課税主体) から国債を担保として受け入れた場合であって、当該顧客が利子を受け取るとき等)。この場合、源泉徴収等については「参加者が権利を有さない国債」欄と同様の取扱いとなる。